

## サービス内容事前説明書（50人未満5000円プラン）

1. ストレスチェック実施サービスを提供する事業者		
① 事業者名	株式会社HRデータラボ	
② 所在地	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目13-7 名古屋ビル本館4階北	
③ 代表者氏名	三宅朝広	
④ 担当部署・担当者名	代表取締役 三宅朝広	
⑤ 連絡先（電話・メール）	メールアドレス：stresschecker@stresschecker.jp 電話番号：03-6273-0072	
2. ストレスチェックの実施体制		
① 実施者（氏名、資格、所属機関）	株式会社HRデータラボ 公認心理師 山本久美	
② 実施事務従事者の有無と業務範囲	実施事務従事者：有り 業務範囲：個人の調査票の回収・データ入力、個人結果の記録の保存、 医師の面接指導の申出勧奨等	
▼説明のポイント	当社の対応状況	対応詳細
受託業務全体を管理するための体制が整備されているか。（全体の管理責任者が明確になっているか。）	◎	責任者のもとで、受託業務全体が管理される体制となっています。
受託業務を適切に実施できる人数の下記の者が確保されているか。また、下記の者がストレスチェック制度に関する十分な知識を有しているか。 ・ ストレスチェックの実施者として必要な資格を有する者 ・ 実施者の指示に基づいてストレスチェックの実施の補助業務を行う実施事務従事者	◎	受託業務を適切に実施できる人数の下記の者が確保されており、下記の者はストレスチェック制度に関する十分な知識を有しています。 ・ ストレスチェックの実施者として必要な資格を有する者 ・ 実施者の指示に基づいてストレスチェックの実施の補助業務を行う実施事務従事者
実施事務従事者の担当する業務の範囲は必要な範囲に限定されているか。	◎	実施事務従事者の担当する業務の範囲は必要な範囲に限定されています。
労働者からの問い合わせに適切に対応できる体制が整備されているか。	◎	不明点は担当者でとりまとめていただき、質問できる体制となっています。
実施者やその他の実施事務従事者が、必要に応じて委託元（説明先の事業場）の実務担当者と綿密に連絡調整を行う体制が取られているか。	◎	実施者やその他の実施事務従事者が、必要に応じて、委託元の実務担当者と連絡調整を行う体制が取られています。

### 3. ストレスチェックの実施方法

① 調査票	職業性ストレス簡易調査票 57項目										
② 調査方法 ※ 紙、WEB それぞれの場合の調査方法、手順等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法：WEB</li> <li>・弊社サービス「ストレスチェッカー」に必要な情報を登録して、実施していただきます。</li> </ul>										
③ 高ストレス者・面接指導対象者の選定方法	素点換算表を用いて、厚労省マニュアルの評価基準の例（その2）によって行います。										
④ 労働者本人に対するストレスチェック結果の通知内容及び通知方法	<p>&lt;通知内容&gt;</p> <p>ア 個人のストレスチェック結果</p> <p>①個人のストレスプロフィール（個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図で示したものの、次の3つの項目ごとの点数を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目</li> <li>・当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目</li> <li>・職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目</li> </ul> <p>②ストレスの程度（高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果）</p> <p>③面接指導の対象者が否かの判定結果</p> <p>イ セルフケアのためのアドバイス</p> <p>ウ 事業者への面接指導の申出方法（申出窓口）</p> <p>※アで面接指導の対象とされた者に通知する</p> <p>&lt;通知方法&gt;</p> <p>WEB画面上で労働者本人に通知します</p>										
▼説明のポイント	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 879 1283 922">当社の対応状況</th> <th data-bbox="1283 879 2190 922">対応詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 922 1283 1023">◎</td> <td data-bbox="1283 922 2190 1023">調査票は、厚生労働省のストレスチェック制度に準拠したものになっており、法令要件を満たしています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1023 1283 1123">◎</td> <td data-bbox="1283 1023 2190 1123">厚生労働省準拠の57項目の調査票を用いています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1123 1283 1273">◎</td> <td data-bbox="1283 1123 2190 1273"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレスを利用する受検方法：調査票の配布、回収、受検勧奨は、委託先の受検システム上で行います。</li> <li>・メールアドレスを利用しない受検方法：調査票の配布、回収は、委託先の受検システム上で行います。受検勧奨は委託元が行います。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1273 1283 1372">◎</td> <td data-bbox="1283 1273 2190 1372">厚生労働省マニュアルの評価基準の例（その2）に基づいて受検者全員の高ストレス判定が行われ、面接指導の要否を判断する体制が取られています。</td> </tr> </tbody> </table>	当社の対応状況	対応詳細	◎	調査票は、厚生労働省のストレスチェック制度に準拠したものになっており、法令要件を満たしています。	◎	厚生労働省準拠の57項目の調査票を用いています。	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレスを利用する受検方法：調査票の配布、回収、受検勧奨は、委託先の受検システム上で行います。</li> <li>・メールアドレスを利用しない受検方法：調査票の配布、回収は、委託先の受検システム上で行います。受検勧奨は委託元が行います。</li> </ul>	◎	厚生労働省マニュアルの評価基準の例（その2）に基づいて受検者全員の高ストレス判定が行われ、面接指導の要否を判断する体制が取られています。
当社の対応状況	対応詳細										
◎	調査票は、厚生労働省のストレスチェック制度に準拠したものになっており、法令要件を満たしています。										
◎	厚生労働省準拠の57項目の調査票を用いています。										
◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレスを利用する受検方法：調査票の配布、回収、受検勧奨は、委託先の受検システム上で行います。</li> <li>・メールアドレスを利用しない受検方法：調査票の配布、回収は、委託先の受検システム上で行います。受検勧奨は委託元が行います。</li> </ul>										
◎	厚生労働省マニュアルの評価基準の例（その2）に基づいて受検者全員の高ストレス判定が行われ、面接指導の要否を判断する体制が取られています。										
調査票	調査票は法令の要件（ストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポートの3領域を含む等）を満たすか。										
	国が示す調査票（57項目又は23項目）以外の調査票を用いる場合は、科学的な根拠が示されているか。										
調査方法	調査票の配布・回収、未受検者に対する受検勧奨の具体的方法（委託元（説明先の事業場）が行うか、受託者が行うか）。										
	実施者が受検者全員のストレスチェック結果を確認し、面接指導の要否を判断する体制が取られるか。										

高ストレス者・面接指導対象者の選定方法	ストレスチェック結果の評価方法及び高ストレス者の選定方法・基準は法令の要件を満たすか。	◎	ストレスチェック結果の評価方法及び高ストレス者の選定方法・基準は、厚生労働省のストレスチェック制度に準拠しており、法令の要件を満たしています。
	ストレスチェック結果の評価方法及び高ストレス者の選定方法・基準は分かりやすく労働者に開示されるか。	◎	受検前に全受検者にわかりやすく提示することができます。
	高ストレス者の選定に当たり、調査票に加えて補足的に面談を行う場合、当該面談を行う者は、医師、保健師等の適切な国家資格保有者であるか、又は臨床心理士、産業カウンセラー等の心理専門職となるか。また、当該面談は実施者の指示の下に実施する体制が取られるか。	—	補足的な面談は実施しない形でストレスチェックを実施いただきます。
労働者本人に対するストレスチェック結果の通知内容及び通知方法	本人に通知する内容は、①ストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したものの、②高ストレスの該当の有無、③面接指導の要否など、法令に定められた内容を網羅するものとなるか。	◎	本人に通知する内容は、①ストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの、②高ストレスの該当の有無、③面接指導の要否など、法令に定められた内容を網羅しています。
	サービスとして、本人に通知する内容について、個人結果の過年度データとの経年比較は表示されるか。表示される場合、何年度分か。	○	(WEB受検の場合) 本人に通知する内容として、本人が過年度の個人結果データを閲覧することは可能です。ただし、複数年度の結果を同一画面上で比較表示する機能はありません。 なお、個人結果データは、WEB・紙受検いずれも5年間以上保管されます。
	ストレスチェック結果の通知(電子メール又は封書)は、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に知られることのない形で、直接本人にされる方法がとられるか。	◎	WEB画面上でのストレスチェック結果の通知は、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に知られることのない形で、直接本人に通知される方法がとられます。
	面接指導が必要な労働者に対して、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に分からないような適切な方法で面接指導の申出を促す体制がとられるか。 ※面接指導の申出の勧奨に当たり、面接指導対象者だけに職場で封書を配布すると、面接指導対象者であると他の者に類推される可能性があることから、電子メールで通知する、全員にストレスチェック結果を封書で通知する際に併せて面接指導対象者である旨の通知文も同封して通知するなどの配慮が必要となること。	◎	面接指導が必要な労働者に対して、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に分からないような適切な方法で面接指導の申出を促す体制がとられます。 ・WEB受検：個人結果画面上で、面接指導の申出を促す案内が表示されます。
	調査票の記入・入力、調査票の回収等が、実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に見られないような状態で行える方法が取られるか。スマートフォンやPCによるWEB受検など、ICTを用いて行う場合は、実施者及び労働者本人以外の第三者に見られないようなパスワード管理、不正アクセス等を防止するセキュリティ管理が適切に行われるか。	◎	実施者やその他の実施事務従事者及び労働者本人以外の第三者に見られないよう、個人結果はパスワード管理されます。
	労働者の受検の状況を適切に把握し、事業者からの求めに応じて、受検状況に関する情報を提供できる体制。	◎	労働者の受検の状況を適切に把握し、事業者からの求めに応じて、受検状況に関する情報を提供できる体制があります。

#### 4. ストレスチェックの料金体系

<p>① ストレスチェック実施料金 ※ 紙、WEB の別 ※ 一人当たり料金、従業員数に応じた基本料金の設定 等</p>	<p>ストレスチェック50人未満5000円プラン：総額で5,000円（税込5,500円） ※上記金額に、実施者の委託料金も含まれます。</p>	
<p>② その他費用に係る条件の有無 ※ 他のサービスとのセット料金となっている 等</p>	<p>ストレスチェック実施にあたり、①以外の費用はかかりません。</p>	
<p>▼説明のポイント</p>	<p>当社の対応状況</p>	<p>対応詳細</p>
<p>ストレスチェック実施料金として、実施者及び実施事務に従事する内部スタッフ（実施体制）＋実施事務経費＋システム提供＋データ保管といった実施に不可分の費用は、原則加味されているか（これらの費用がオプション（別料金）とされている場合には、その料金設定について）</p>	<p>◎</p>	<p>ストレスチェック実施料金として、実施体制＋実施事務経費＋システム提供＋データ保管といった実施に不可分の費用は、加味されています。</p>
<p>ストレスチェック実施料金等について、具体的な額が明示されオプション料金等との明確な区別がなされているか。</p>	<p>◎</p>	<p>ストレスチェックの実施にかかる料金と、オプションの料金は明確に区別されています。</p>
<p>どこまでのサービスを提供しているのか（集団分析、面接指導、相談窓口等）、それぞれ標準サービスか、任意で選択できるオプションサービスか。</p>	<p>◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団分析（※）はWeb画面上でご覧いただけます。 ※集計には、組織、任意の分類(1項目)、性別、年代、職種、職位、雇用形態が含まれます。</li> <li>・データ保管も料金に含まれます。受検データは法令により5年以上、弊社サーバーに保管されます。</li> </ul>

#### 5. ストレスチェック以外のオプション及び料金

<p>① 集団分析 ※ 無料／一定の集団数までは無料／1集団〇円 等</p>	<p>集団分析は無料で提供しています。（小規模事業場の場合、回答者数が10人未満の組織については非表示となります）</p>	
<p>② 医師の面接指導 ※ 外部機関のオプションサービスが有るのか （オプションサービスが有る場合の料金について、回数によらない一括契約か／実際に面接指導が実施された場合1回につき〇円 等） ※（外部機関のオプションサービスの有無に関わらず）面接指導の依頼先の選択肢として、地産保等についての案内</p>	<p>医師の面接指導は、小規模事業場であれば地域産業保健センターにて無料で申し込みできます。地域産業保健センターでの面接実施が難しい場合、弊社の医師面接指導のオプションサービスをご利用いただくことも可能です。（実施1回につき税込55,000円）</p>	
<p>③ 面接指導以外の相談窓口等 ※ 外部機関のオプションサービスが有るのか ※（外部機関のオプションサービスの有無に関わらず）利用できる相談窓口の選択肢として、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト ころの耳」の相談窓口や委託元内に健康相談の体制がある場合は当該相談窓口の利用についての案内</p>	<p>電話カウンセリングサービスをご用意しております。（従業員1名あたり税込55円／月、年間契約） また、相談窓口の案内先として、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト ころの耳」の相談窓口を受検者へご案内することも可能です。 加えて、委託元事業場内に健康相談窓口等の体制がある場合は、当該窓口の利用について案内することもできます。</p>	

▼説明のポイント	当社の対応状況	対応詳細
集団分析  集団ごとの集計・分析を行い、わかりやすく結果を示すことができるか。その際、集団ごとの集計・分析の単位は、回答者10人以上となるか。	◎	集団（職場、グループ等）ごとの集計・分析を行い、結果を示します。小規模事業場の場合、集団ごとの集計・分析の単位は、回答者10人以上となります（10人未満の集団の数値は非表示）。また、職場ごとの集計表だけでなく、「仕事のストレス判定図」もご提供しております。
医師の面接指導		
オプションサービスが有る場合の面接指導の料金については、実際に面接指導が実施された場合のみ発生するか。	◎	オプションサービスである面接指導の料金については、実際に面接指導（オンライン／対面）が実施された場合のみ発生します。
面接指導の実施場所については、プライバシー保護や労働者の利便性の観点から適切か。	◎	オプションサービスの面接指導は、プライバシー保護および労働者の利便性に配慮して実施しております。対面実施では、社外である主要駅周辺の会議室を利用するため、職場の人目を気にせず面接に臨むことができ、プライバシーが守られます。オンラインの場合は、Zoom等を利用し、委託元企業様にて第三者に会話内容が聞かれない環境をご用意いただいたうえで実施することになります。
面接指導を実施するに当たり、事業者から対象となる労働者の労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況等の勤務の状況や職場環境等に関する情報を事業者から入手し、適切に取扱う体制となっているか。	◎	オプションサービスの面接指導を実施するに当たっては、事業者から対象となる労働者の労働時間、労働密度、業務内容等の勤務の状況や職場環境等に関する情報を事業者から事前に入手し、適切に取扱う体制となっています。
受託業務を適切に実施できる人数の面接指導を行う産業医資格を有する医師が確保されているか。また、これらの者がストレスチェック制度に関する十分な知識を有しているか。	◎	オプションサービスの面接指導は、産業医資格を有する医師が実施できる体制を整えております。これらの医師はストレスチェック制度に関する十分な知識を有しています。
面接指導の結果を事業者へ通知するに当たり、就業上の措置を実施するため必要最小限の情報に限定し、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の生データが提供されないような方法が取られるか。	◎	面接指導結果を事業者へ通知する際は、就業上の措置の検討に必要な情報に限定して提供します。診断名、検査値、具体的な愁訴内容などの生データは共有せず、医師の意見書として必要最小限の内容のみ通知する運用としています。
面接指導の結果、緊急に対応が必要な労働者がいる場合に、委託元の実務担当者を通じた事業者との連絡調整を含め、適切に対応できる体制が取られるか。	◎	緊急を要する事態が発生した際は、委託元の実務担当者へ連絡をとり、連携して適切に対応できる体制を整えております。
オプションサービスの有無に関わらず、面接指導の委託先の選択肢として、地産保等の利用について、適切に案内されているか。	◎	オプションサービスの有無に関わらず、地産保等の利用について適切に案内することができます。
その他、面接指導対象者に対する申出の勧奨等、フォローアップのサービスがあれば、その具体的な内容。	◎	メールアドレスを利用するWEB受検の場合、面接希望のない要面接指導対象者へ、メールで面接の申出勧奨をすることができます。

面接指導以外の相談窓口等	ストレスチェック受検者への結果の通知において、面接指導以外の相談窓口についてどのように提示されるか。（委託元（説明先の事業場）内に健康相談の体制がある場合の当該窓口の案内の仕方等）	◎	高ストレス該当者に表示する案内文はカスタマイズいただけます。その案内文には、面接指導以外の相談窓口として、事業場内の健康相談窓口や外部相談窓口等の情報を記載することができます。
	面接指導以外の相談窓口の利用方法や、匿名性が担保されていることについて、ストレスチェック受検者に分かりやすく提示されるか。	◎	受検前に、全受検者にわかりやすく提示することができます。

## 6. 情報管理

① 結果通知等の情報の流れ	受検後、WEB画面上に結果が表示されます。		
② 結果の保存	弊社のサーバーにて、5年以上保管されます。		
▼説明のポイント	当社の対応状況	対応詳細	
個人情報保護の体制（プライバシーマーク、ISMS（ISO27001 認証）取得等）	◎	弊社はプライバシーマークを取得しています。また、ストレスチェッカーのシステム基盤であるAWSは日本政府の定めるセキュリティ評価制度(ISMAP)をクリアしています。	
結果通知等の情報の流れ	ストレスチェックの結果を事業者へ通知することについての同意の取得方法について、法令に則った方法になるか（事前や実施時に同意を取得するような不適切な方法が取られないか）。	◎	ストレスチェック結果を事業者へ通知することについての同意取得方法は、法令に則って実施しております。受検者本人への結果通知後に同意の有無を確認しており、事前または受検時に同意を取得する運用は行っておりません。
	ストレスチェックの結果、緊急に対応が必要な労働者がいる場合に、委託元（説明先の事業場）の実務担当者を通じた事業者との連絡調整を含め、適切に対応できる体制が取られるか。	◎	面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書に沿って適切に対応いただくことができます。
結果の保存	◎	過去データは、経年比較に必要な期間、弊社管理のサーバーにて適切に保存されます。また、保存データへのアクセスは、実施者、実施事務従事者及び受検者本人など、権限を付与された者に限定しています。 なお、WEB受検の場合、受検者本人が過去結果を閲覧する際には、本人が設定したパスワードによる認証を実施しており、第三者が閲覧できないよう配慮しています。	